

茨城県南水道企業団水道事業給水条例施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める事を目的とする。

(総代人の届出)

第2条 条例第15条（管理人の選定）の管理人の届出は、当該関係人の連書をもって行うものとする。管理人の変更があつたときも同じ。

(1月の定義)

第3条 条例または、この規則において、1月とはそれが料金の算定に関するものは条例第24条（料金の算定）の定例日から翌月の定例日の前日までをいい、その他においては、暦月をいう。

第4条 削除

(給水用途の種類)

第5条 条例第4条第1号及び第2号に規定する給水装置の種類は、その用途により、次の基準に従い企業長がこれを定める。

- (1) 「家事用」一般家事用に使用するもの
- (2) 「営業用」各種の営業、または職業の用に使用するもの
- (3) 「団体用」官公署、学校、病院その他これに準ずるものの用に使用するもの
- (4) 「浴場営業用」公衆浴場用に使用するもの
- (5) 「娯楽用」噴水、滝、池その他娯楽のために使用するもの
- (6) 「臨時用」工事用水、その他臨時用に使用するもの（仮設も含む。）
- (7) 「共用用」2世帯または2ヶ所以上で使用するもの

第6条 削除

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込)

第7条 条例第5条の申込は、給水装置工事申込書に、条例第29条の給水加入金及び条例第30条の手数料を添えて申し込むものとする。

2 条例第5条の申込の承認は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (1) 企業長の設計審査を受け、当該工事が適切であると認められたとき。
- (2) 企業長が条例第30条に規定する手数料が納付されたことを確認したとき。

3 第1項の申込のうち、次の各号に掲げる要件に該当する給水装置工事については、給配水管設備工事として申し込むものとする。

- (1) 配水管布設を伴う工事
- (2) 開発行為等に伴って配水管に消火栓を設置する工事
- (3) 耐震貯水槽の設置に伴って配水管に改造を加える工事

4 第1項の申込のうち、工事等の臨時用途で短期間使用する場合において、仮設給水装置を設置する場合には、仮設工事として申し込むものとする。

5 第1項から前項までの工事の手續及び施工その他については、別に定める基準によって行うものとする。

(工事申込者の誓約書)

第8条 前条の工事申込に際して、当該工事の施行にあたり、利害関係人があるときは、工事

申込書に当該利害人の同意の認印を提出しなければならない。

- 2 前項の同意の認印が得られないときは、当該工事に伴う利害関係人の一切の異議は申込者において、その責めに任ずる旨の誓約書をもってこれに代えることができる。

(設計変更等の届出)

第9条 給水装置工事の申込みをした者が、その工事を変更し、中止又は、申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事（設計変更・取消）届を企業長に提出しなければならない。

(工事の拒否)

第10条 配水管の敷設していない個所においては、工事の申込みを拒むことがある。ただし、申込者において、企業長の指定する工事費を負担する場合は、その限りではない。

- 2 前項ただし書の場合、当該配水管の所有権は、負担者の承認を得て、無償で企業団に移管せしむるものとする。

(支分引用者への通知)

第11条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を変更し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。ただし、当該給水装置の変更又は、撤去について、あらかじめ支分引用者の承諾を得ている場合は、この限りではない。

(工事費の予納)

第12条 企業長が施行する工事費の予納については、工事費の概算額を、通知した日から10日を経過し、かつ催告を発しても納入しないときは、その工事の申込みは、取り消されたものとみなす。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(第三者の意義についての責任)

第13条 給水装置工事について、当該工事に係る利害関係人その他の者から異議の申立てがあった場合は、工事申込者が一切の責任を負うものとし、企業団はその責めを負わない。

(工事の設計及び施工)

第14条 給水装置の設計及び施工については、別に定める基準によって行うものとする。

(竣工検査)

第14条の2 茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）

は、条例第7条第2項に定める竣工検査を受けようとするときは、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業団訓令第1号）の定めにより手続等をおこなうこと。

(修繕の届出)

第15条 指定工事事業者は給水装置を修繕したときは、直ちに企業長に届出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、給水装置修繕工事届出書によるものとする。

(修繕工事費用を徴収しない範囲)

第15条の2 条例第20条第2項のただし書による企業長が必要と認め修繕工事費用を徴収しない範囲は、次の各号に掲げる範囲において自然漏水を原因とした修繕工事をおこなうときとする。

- (1) 専用給水装置においては、配水管の取付け口から宅地内メータ手前までの範囲
- (2) 共用給水装置においては、配水管の取付け口から敷地内第一バルブまでの範囲とする。ただし、敷地内第一バルブが設置されていない場合においては、道路境界までの範囲とする。

- 2 前項に指定した範囲において、メータ補助止水栓の修繕及び交換にかかる費用は、修繕工事費を徴収しない範囲から除く。

第3章 給水

(給水の申込及び使用中止)

第16条 条例第13条(給水契約の申込)の水道の使用を開始しようとするもの、及び条例第18条(水道の使用中止、変更等の届出)の使用を中止しようとするものは、その各前日までに企業長に届出なければならない。

第17条 削除

(検査)

第18条 条例第21条(給水装置及び水質の検査)の検査の請求は、あらかじめ検査請求書により企業長に請求するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話又は、口頭により請求することができる。

2 前項の検査は、請求者立会いのもとにこれを行い、特に要求のない限り、あらためて請求者に対する通知を行わない。

(簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条の2 条例第39条第3項の規定による簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(章標)

第19条 水道使用者の門戸には、章標を掲げる。

第4章 料金、加入金及び手数料

第20条 削除

(使用水量の認定)

第21条 条例第25条(使用水量及び用途の認定)による使用水量の認定は、前3月間における使用水量その他の事実を考慮して算定し、これによりがたいときは、見積量による。

(料率の適用)

第22条 専用給水装置で、2個以上のメーターを付けたときは、各メーターごとに条例第23条(料金)の料率を適用する。

2 条例第25条(使用水量及び用途の認定)により用途の認定を行った場合、2種以上の用途に区分したときは、それぞれの用途ごとに条例第23条(料金)の料率を適用する。

(集合住宅等における料金算定の特例)

第23条 集合住宅(居住のみを目的とする2以上の世帯をもって構成し、かつ水道の装置が世帯別引込みになっている建築物をいう。)において使用する水道で、1個の量水器により使

用水量を計量する場合の水道料金は、条例第23条の料金表を適用して得られる基本料金に当該集合住宅の世帯数を乗じて得た額と基本水量（10立方メートルに世帯数を乗じて得た水量）を超える水量に料金表の超過料金を乗じて得た額との合計額とする。

（集合住宅等における料金適用の申請）

第24条 前条の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ企業長に申請し、その承認を受けなければならない。

（定例日の設定及び変更）

第25条 条例第24条（料金の算定）の定例日は、点検戸数、分散度及び点検能力等を考慮して定める。定例日の変更についても又同じ

2 日曜日、休日及び雨天などのため、既定の定例日に点検することが出来ないときは、一時その定例日を変更することができる。

（月の中途における用途変更の料金）

第26条 条例第26条（特別な場合における料金の算定）第2項の届出があったときは、その届出の日をもってメーター点検を行い、その合計水量を超えるときは、使用水量の多い用途に条例第23条（料金）の料率を適用して算定する。

2 前項の届出がないときは、料率の高い基準によって算定する。

（概算料金の算定）

第27条 条例第27条（臨時使用の場合の概算料金の前納）の概算料金は、その用途、規模、使用期間、その他の事情を考慮して使用水量を推定し、その料金を定めて算定する。

（加入金の還付）

第28条 条例第29条第3項ただし書きに規定する還付に係る特別の理由及びその金額は、次号の定めるところによる。

（1）第9条の規定により給水装置工事変更届をした場合は、当該加入金とする。

（加入金の算定）

第29条 条例第29条第1項第4号に規定する加入金の算定に関することは、次のとおりとする。

（1）宅地造成等で給水管取出しの場合は、区画及び敷地内へ引き込む給水管の口径とする。

（2）改造で、親メーターの検針から各戸メーターの検針に変更する場合は、各戸にメーターを設置する給水管の口径の戸数（共用等を含む。）に条例第29条第1項第1号に規定する給水管の口径に応ずる加入金を乗じた額と既に納入されている加入金の額との差額とする。

（3）分岐の給水管とメーター口径が異なる場合は、分岐する給水管の口径とする。

（4）各戸にメーターを設置する給水管の口径の戸数（共用等を含む。）に条例第29条第1項第1号に規定する給水管の口径に応ずる加入金を乗じた額が、元止水栓（元バルブ）の口径に応ずる加入金の額に満たない場合は、元止水栓（元バルブ）の口径に応ずる加入金の額とする。